

大阪大学オープンアクセス方針

令和 2年 4月 17日 総長裁定

(趣旨)

1. 大阪大学（以下「本学」という。）は、世界最高水準の基礎的、基盤的研究や学際融合研究が生み出す多様な知の創出と深化を通じて、心豊かな人類社会の発展に寄与し、世界的課題解決に貢献することのできる世界屈指の研究型総合大学を目指している。それを遂行していくにあたり、本学の研究成果を国内外に広く還元するとともに、大学の知的資源を広く社会に発信することを目的として、オープンアクセスに関する方針を採択する。

(研究成果公開の権限)

2. 本学は、出版社、学会、学内部局等が発行した学術雑誌に掲載された本学教職員の研究成果（以下「研究成果」という。）を、本学において運用する学術機関リポジトリ「大阪大学学術情報庫（OUKA）」（以下「リポジトリ」という。）、又はその他該当研究成果の著者が選択する方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由で研究成果の公開が不適切であるとの申し出が本学教職員からあった場合、本学は当該研究成果について本方針の適用を免除し、又は公開を猶予する。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(電子データの提出とリポジトリへの登録)

5. 本学教職員は、リポジトリで研究成果を公開する場合、出版社等の許諾により可能な場合は出版社版を、著者版の公開のみ許諾されている場合は著者最終稿等を、共著者の同意を得た上で、できるだけすみやかに本学に無償で提供する。リポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関わる事項は、「大阪大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。